

香川県警察本部組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第11号

香川県警察本部組織条例等の一部を改正する条例

(香川県警察本部組織条例の一部改正)

第1条 香川県警察本部組織条例(昭和29年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>留置施設</u>に関すること。</p> <p>(22) 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>留置場</u>に関すること。</p> <p>(22) 略</p>

(香川県行政手続条例の一部改正)

第2条 香川県行政手続条例(平成7年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>留置施設</u>において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(13) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>留置場</u>（警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。）において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(13) 略</p>

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）

種類	受給者の範囲	単位	支給額
1～13 略			
14 看 守護 送手 当	(1) <u>留</u> <u>置施設</u> において看守の業務に従事する者	略	略
	(2) 略		

別表（第2条関係）

種類	受給者の範囲	単位	支給額
1～13 略			
14 看 守護 送手 当	(1) <u>留</u> <u>置場</u> において看守の業務に従事する者	日額	340円
	(2) 略		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。